職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする」を「前条第六項に規定する」に、「及び第三項から第七項まで」を「から第五項まで」に、「第八十五条第一項に」を「第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に」に改め、同項を同条第八項とする。

第百五十八条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第二号ロ」を「第八十四条第二項第二号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第二号ハ」を「第八十四条第二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八十四条第二項第二号ニ」を「第八十四条第二項第二号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第九項」を「第百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十項」を「第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百五十九条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第三号ロ」を「第八十四条第二項第三号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第三号ハ」を「第八十四条第二項第三号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八十四条第二項第三号ニ」を「第八十四条第二項第三号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第百五十七条第九項」を「第百五十六条の四第五項」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第百五十七条第十項」を「第百五十六条の四第六項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百六十条第三項中「第百五十七条第九項」を「第百五十六条の四第五項」に改め、同条第四項中「第百五十七条第十項」を「第百五十六条の四第六項」に改める。

第百六十一条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第五号ロ」を「第八十四条第二項第五号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第五号ハ」を「第八十四条第二項第五号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第百五十七条第九項」を「第百五十六条の四第五項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第百五十七条第十項」を「第百五十六条の四第六項」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百六十二条第二項中「第百五十七条第九項」を「第百五十六条の四第五項」に改め、同条第三項中「第百五十七条第十項」を「第百五十六条の四第六項」に改める。

第百六十三条の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第八十四条第二項第七号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定める業務は、厚生年金基金契約に係る第百五十六条の三第二項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する年金給付等積立金の運用等の業務とする。

第百六十三条第二項中「第八十四条第二項第七号ロ」を「第八十四条第二項第七号」に改め、同条第三項中「第百五十七条第九項」を「第百五十六条の四第五項」に、「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第四項中「第百五十七条第十項」を「第百五十六条の四第六項」に改め、「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第百六十四条第二号中「第百五十七条第七項」を「第百五十七条第五項」に改める。

第百九十二条第二項中「第百五十八条第二項第一号、第三項及び第四項」を「第百五十六条の四第一項第二号イ（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）、第百五十八条第一項第一号、第二項及び第三項（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算）」に改め、「及び第二項」の下に「（損害保険に係る退職年金等積立金額の計算）」を加える。

附則第十四条第三項中「第一項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（退職年金等積立金に対する法人税の特例）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第二十条第二項第二号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に掲げる法人が第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約（次条第一項において「厚生年金基金契約」という。）に係る第百五十六条の四第一項第二号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第二号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第二号に定める金額を含むものとする。

附則第十五条第三項中「第一項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項とし、同条第一項中「（退職年金等積立金に対する法人税の特例）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第二十条第二項第三号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に掲げる内国法人が厚生年金基金契約に係る第百五十六条の四第一項第三号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第三号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第三号に定める金額を含むものとする。

（消費税法施行令の一部改正）

第十七条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「厚生年金基金契約」を削り、「又は同法」を「、同法」に改め、「適格退職年金契約」の下に「又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する厚生年金基金契約」を加え、同条第三項第六号中「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、同項第十三号中「厚生年金基金契約」を削り、「又は同法」を「、同法」に改め、「適格退職年金契約」の下に「又は法人税法施行令第百五十六条の三第一項に規定する厚生年金基金契約」を加える。

（地方税法施行令の一部改正）

第十八条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の四第一項第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「本号」を「この号」に改め、同号を同項第六号とする。

第三十六条の九第一項第二号及び第三十六条の十第一項第二号中「厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金」を「企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に改める。

第四十八条の九の十二第一項中「、厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号中「厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金」を「企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第十九条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、厚生年金基金の加入員若しくは加入員であつた者」を削り、「に関する原簿、坑内員」を「、坑内員」に改め、同項第三号中「厚生年金基金及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により処分を行つた場合に限る。以下この号において同じ。）」及び「、厚生年金基金若しくは企業年金連合会」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二十条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第六十三号中「企業年金連合会（」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（」に、「企業年金連合会と」を「企業年金連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）と」に、「を含む」を「及び旧企業年金連合会を含む」に改める。